

株式会社 理 経

証券コード：8226

第63回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2020年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場 所

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京
地下1階 『白鳳』

議 案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

<新型コロナウイルス感染拡大防止についてお願い>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前に書面により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご出席される株主様はご自身の体調をご確認のうえ、マスクの着用等の感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、今後の状況により株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社のウェブサイトにてお知らせいたします。
http://www.rikei.co.jp/finance/for_investor/#share

目 次

第63回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
（添付書類）	
事業報告	5
連結計算書類	18
計算書類	20
監査報告	22

(証券コード8226)

2020年6月5日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

株式会社 理 経
代表取締役社長 猪 坂 哲

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から当日のご出席に代えて、可能な限り書面の郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2020年6月25日(木曜日)午後5時30分までに**到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階『白鳳』
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第63期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第63期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件

4. ウェブ開示についてのご案内

当社は、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.rikei.co.jp/finance/for_investor/#share) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- (1) 連結株主資本等変動計算書
- (2) 連結計算書類の連結注記表
- (3) 株主資本等変動計算書
- (4) 計算書類の個別注記表

以上

議決権行使等についてのご案内

期 限

2020年6月25日(木曜日) 午後5時30分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(上記の行使期限までに到着するようご返送ください)



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です)



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.rikei.co.jp/finance/for_investor/#share) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第63期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額 45,358,929円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役田邊悦雄氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
ふるや しんたろう 古谷 伸太郎 (1953年12月23日)	1977年11月 昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所	0株
	1982年3月 公認会計士登録	
	1999年5月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)代表社員	
	2013年6月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)退職	
	2013年7月 古谷伸太郎公認会計士事務所開設	
	2014年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和社外監査役	
	2016年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和社外取締役(監査等委員) (現任2020年6月退任予定)	
[社外監査役候補者とした理由] 公認会計士として会社財務・会計に精通しており、その幅広い知識と経験を活かした専門家としての助言等を期待し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

新任 新任監査役候補者 **社外** 社外監査役候補者 **独立** 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 古谷伸太郎氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、古谷伸太郎氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限定額を法令の定める額とする契約を締結する予定であります。
 4. 古谷伸太郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていることから、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、良好な雇用情勢が続き、個人消費も緩やかに成長した一方、米中間の貿易摩擦の動向や、新型コロナウイルス感染症の拡大が世界経済に与える影響の懸念等により、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような環境の下、当社グループは、2019年4月から始まりました中期経営計画に基づき、当社グループの基盤三事業につき、市場変化に迅速に対応し、より柔軟に事業領域や組織の見直しを行うとともに、新たな事業領域の確立や、相乗効果が見込まれる他社とのビジネス連携・資本提携・M&A等の推進による収益の更なる拡大を目指してまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績は売上高102億7千5百万円（前期比1.8%増）、利益面では営業利益5千4百万円（前期比63.7%減）、経常利益5千4百万円（前期比63.7%減）、特別利益として会員権売却益3千6百万円を、特別損失として投資有価証券評価損2千3百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益4千1百万円（前期比65.8%減）となりました。

事業区分別の状況は次のとおりです。

システムソリューションにおきましては、中央省庁向けシステム案件が好調に推移し、売上高は40億8千8百万円（前期比16.1%増）、営業利益は5千7百万円（前期比3.6%増）となりました。

ネットワークソリューションにおきましては、自治体向け防災情報システム案件が減少しましたが、衛星通信システム案件が順調に推移し、売上高は14億2千6百万円（前期比4.1%増）、営業利益は2千4百万円（前期比71.6%増）となりました。

電子部品及び機器におきましては、製造設備用センサー部品の減少及び香港・中国における電子部品の減少で、売上高は47億5千9百万円（前期比8.4%減）、営業損失は2千7百万円（前期営業利益8千万円）となりました。

各事業区分別売上高及び受注高の明細は次のとおりです。

(単位：百万円)

事業区分	売上高	受注高
システムソリューション	4,088	5,180
ネットワークソリューション	1,426	1,611
電子部品及び機器	4,759	4,380
合 計	10,275	11,172

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達状況

当社は、機動的な資金調達と安定性の確保を狙いとし、主要取引先金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、その総額は10億円であります。なお、当期における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

また、連結子会社、株式会社エアロパートナーズにおいて、運転資金の目的で、主要取引先金融機関より5億7千1百万円の借入を行っております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	第 60 期 (2017年3月期)	第 61 期 (2018年3月期)	第 62 期 (2019年3月期)	第 63 期 (当連結会計年度 2020年3月期)
売上高(百万円)	6,505	7,978	10,090	10,275
経常利益(百万円)	68	△173	150	54
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	107	△184	122	41
1株当たり当期純利益(円)	7.08	△12.20	8.12	2.77
総資産(百万円)	6,100	6,944	6,687	7,500
純資産(百万円)	4,305	4,069	4,163	4,174

(注) 1. △印は損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益(円)の記載金額は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
リケイ・コーポレーション (H.K.) リミテッド	1,166万香港ドル	100%	電子部品及び機器事業
株式会社エアロパートナーズ	8,000万円	100%	航空機及び航空機器部品の販売・リース・カスタマーサポート
株式会社ネットウエルシステム	1,500万円	100%	システム開発・サービスの提供
エアロパートナーズ・アメリカ, Inc.	3万米ドル	(100%)	航空機及び航空機器部品の輸出入

(注) 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、デジタル技術が進化し、産業構造が大変革を遂げつつあるデジタルネットワーク時代において「最先端」技術に基づく「尖った」製品を市場に提供するIT及びエレクトロニクス分野のオンリーワン・ソリューションベンダーを目指しております。

2019年4月から始まりました中期経営計画（2020年3月期～2022年3月期）においては、経営目標を達成するための対処すべき課題として以下の4項目を認識し、その克服を目指しております。

① 事業基盤の強化と安定化

収益力の向上のため、引き続き事業基盤の強化及び安定化を図ることが課題です。旧来の枠にとらわれずに事業領域、取り扱い製品の見直しを進め、ビジネスモデルの再構築を図ってまいります。

AI、IoT、5G、VR/AR等新たな事業分野につきましては、継続して注力するとともに、既存の事業に不足している部分につきましては他社との業務提携で強化いたします。

② 組織の再編成と経費の最適化

市場環境の変化に応じ、利益が見込めない事業につき組織の統合再編、縮小、撤退の検討を進め、経費の最適化と再配分を図ることが課題です。

また、各事業所の有効活用及び当社グループ会社を含めた相乗効果をあげるため、人事交流、組織統合・再編等を検討し、最適化を図ってまいります。

③ 人材育成と職場環境の改善

次世代の管理職の育成及び人材の定着化が課題です。そのための施策として、社内教育制度を充実するとともに、若手社員の登用に努めております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大を機に、時差出勤及び在宅勤務を実施しております。また、書類、社内決裁等の電子化につきましても検討を進めており、社員が安全に、安心して就業できる労働環境の整備に取り組んでおります。

④ 認知度向上と社会貢献

当社の認知度はいまだ不十分であり、これを向上させることが課題です。そのため、ニュースリリース、メールマガジン、SNS等での事業の紹介を積極的に行うように努めてまいります。

また、社会貢献の一環としてSDG's（持続可能な開発目標）への取り組みを掲げており、当社の現事業にSDG'sを反映させ、社会貢献に取り組んでまいります。

これらの課題を克服することにより、業績の更なる拡大を図るとともに、社会に貢献する製品やソリューションを提供する企業体への変革を目指します。

なお、新型コロナウイルスの拡大による影響により、先行き不透明な経済状況が続くと考えられ、今後の事業展開への影響の判断が難しい中、当社グループは一丸となってこの困難に対処してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、システムソリューション、ネットワークソリューション、電子部品及び機器の販売並びに輸出入を主要業務とし、併せて関連する商品の開発、製作、保守並びに修理業務を営んでおります。

事業区分	主要な製品
システムソリューション	サーバー、PC、ストレージ、デジタルマーケティング関連製品、3次元機械CADソフトウェア、3次元プリンタ、3次元画像撮影・解析システム、BIMシミュレーションソフトウェア、教育機関向けソフトウェア、ビジネスインテリジェンスツール、データベース監査ソフトウェア、MDMサービス、ファイルセキュリティシステム、サイバーセキュリティ対策診断サービス、統合型ネットマーケティングソフトウェア、ファイル送受信システム、VR/AR/MRコンテンツ製作、その他各種周辺機器及びソフトウェア
ネットワークソリューション	衛星通信情報伝送システム、デジタルビデオ伝送システム、デジタルビデオ信号解析システム、高速無線LAN機器及びソフトウェア、Jアラート対応等防災情報伝達システム、インターネット高速アクセスシステム、高速長距離無線LANシステム、デジタル多重化装置、メール配信サービス、Webカメラ管理サービス、その他各種情報通信機器及び映像伝送装置
電子部品及び機器	光通信用デバイス、電力系統解析システム、データ集録・GPIB製品、放送信号発生装置、防衛用機材、災害救護用機材、防犯対策機器、半導体、マイクロ波通信機器用部品、集積回路、バッテリー、導電性樹脂接着剤、液晶パネル、タッチパネル、各種センサー、その他各種電子部品及び機器、航空機及び航空機器部品の販売・リース・カスタマーサポート

(6) 主要な事業所（2020年3月31日現在）

株式会社 理 経	当 社	本 社 大阪支店 東北営業所 名古屋営業所 九州営業所 技術センター 沖縄出張所 北米駐在事務所	東京都新宿区 大阪市北区 仙台市青葉区 名古屋市中区 福岡市博多区 千葉市美浜区 沖縄県那覇市 米国オレゴン州ベンド市
リケイ・コーポレーション (H.K.) リミテッド	子会社	本 社	中国香港特別行政区
株式会社エアロパートナーズ	子会社	本 社 名古屋営業所	東京都中央区 名古屋市中区
株式会社ネットウエルシステム	子会社	本 社	東京都新宿区
エアロパートナーズ・アメリカ, Inc.	孫会社	本 社	米国カリフォルニア州トーランス市

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
システムソリューション	60名	2名増
ネットワークソリューション	46名	4名減
電子部品及び機器	54名	7名減
合計	160名	9名減

(注) 使用人数は就業員数です。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
134名	7名減	45.4歳	17.6年

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

① 当社の借入先の状況

該当事項はありません。

なお、当社は株式会社三菱UFJ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社みずほ銀行との間で、当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、その総額は10億円です。なお、当期における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

② 当社連結子会社、株式会社エアロパートナーズの借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	511百万円
株式会社きらぼし銀行	60百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 55,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 15,514,721株 |
| ③ 株主数 | 8,172名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
石 川 理 香	1,565 ^{千株}	10.35 [%]
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	466	3.08
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	465	3.07
林 健 一	216	1.43
株 式 会 社 S B I 証 券	151	1.00
松 井 証 券 株 式 会 社	141	0.93
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	119	0.78
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	110	0.72
理 経 従 業 員 持 株 会	107	0.71
黒 田 哲 夫	107	0.71

(注) 当社は、自己株式395,078株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	猪坂 哲	事業統括本部長 経営企画室長	—
常務取締役	古畑 直樹	総務部長	—
取締役	古田 耕児	事業統括副本部長 防災情報システム部担当 企画戦略室担当	株式会社ネットウエルシステム取締役
取締役	長谷川 章詞	経理部長	株式会社エアロパートナーズ監査役
取締役	小柳 誠	事業統括副本部長 海外現地法人統括 新規事業推進室担当	リケイ・コーポレーション (H.K.) リミテッド 取締役社長 株式会社エアロパートナーズ取締役
取締役	石川 理香	—	株式会社アイ・デザイン・スタジオ代表取締役
取締役	大橋 博行	—	公認会計士
取締役	伊達 雄介	—	弁護士
常勤監査役	田邊 悦雄	—	—
監査役	石橋 信一郎	—	—
監査役	秋元 創一郎	—	公認会計士

- (注) 1. 取締役石川理香氏、取締役大橋博行氏及び取締役伊達雄介氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役田邊悦雄氏及び監査役秋元創一郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役秋元創一郎氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役大橋博行氏、取締役伊達雄介氏、常勤監査役田邊悦雄氏及び監査役秋元創一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	8名	58百万円
監 査 役	3名	13百万円
合 計 (うち社外役員)	11名 (5名)	72百万円 (20百万円)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第38回定時株主総会において年額300百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第38回定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役石川理香氏は、株式会社アイ・デザイン・スタジオの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分及び氏名	出席状況及び発言状況
取締役 石 川 理 香	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。取締役会において、企業経営の豊富な経験に基づき、議案審議などに必要な発言を適宜行っております。
取締役 大 橋 博 行	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。取締役会において、主に公認会計士としての専門的見地から、議案審議などに必要な発言を適宜行っております。
取締役 伊 達 雄 介	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議などに必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役 田 邊 悦 雄	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に、また、監査役会7回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、公益社団法人日本監査役協会における長年の業務経験から、議案審議などに必要な発言を適宜行っております。
監査役 秋 元 創 一郎	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、また、監査役会7回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から、議案審議などに必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から監査方針・重点的監査項目及び監査計画並びに監査品質の確保体制、監査チームの構成・能力・経験・独立性等について説明を受け、当社「会計監査人の評価及び選定基準」に従って、その妥当性を確認いたしました。さらに、監査報酬見積額の算定根拠としての監査日数・時間及び報酬単価並びにそれぞれの前期からの変動について説明を受け、その合理性について確認し、折衝等のプロセスを含む執行部の見解も聴取した結果、会計監査人の報酬等の額につき、同意を行っております。
3. 当社の子会社でありますリケイ・コーポレーション（H.K.）リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、当社の都合による場合の他、会計監査人の職務の執行に支障がある等その必要があると判断した場合は、解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の定める各項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することができます。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社グループは、効率的で透明性の高い経営管理体制を確立することを内部統制システムの基本といたします。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営基本方針に則した「行動規範」を制定し、当社及び当社グループ会社における取締役、使用人の職務が法令及び定款に適合するための基準としております。

また、コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンスを経営の方針としております。

当社取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努め、業務の決定が適正に行われることを確保する体制を構築、維持、整備しております。

反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を構築、維持、整備しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、法令及び稟議規程、文書取扱規程に基づき、記録保管しております。その他重要な情報に関しても、各部署にて規程に従って管理しております。また電子記録方法の重要性と社外への情報漏洩が企業に及ぼす影響を鑑み、電子情報を含めた統一的な管理体制を構築、維持、整備しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、常勤取締役で構成するリスク管理委員会を設け、定期的に当社及び当社グループ会社における全般的なリスクの状況を把握しております。特に通常の業務で発生する取引先の倒産による損失については、与信に関する規程を定め、管理しております。また、在庫の陳腐化を避けるため、不動産評価委員会を定期的に開催しております。当社グループ会社における資産管理については、当社で一括管理し、損失のリスクを回避しております。

その他リスク管理の観点から、必要に応じて規程の制定もしくは特別な委員会を設け、対処しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回以上開催し、経営の基本方針、法令事項並びに経営に関する重要事項を決議し、併せて業務執行状況の監督を行っております。また、年度予算は取締役会において策定、承認され、月次もしくは四半期ごとに業績の管理を行っております。

当社の経営に関する重要事項については、事前に協議する機関として、常勤取締役が出席する役員連絡会議を随時開催しております。

当社は執行役員制度を導入し、取締役以外の従業員が執行役員の任にあたり、取締役の監督下、業務執行を担っております。また、常勤取締役と執行役員及び幹部社員によって構成された執行役員会議を月1回以上開催し、取締役会にて決定した事項につき伝達、指示を行うとともに、事業戦略、運営につき討議を行っております。

5. 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ会社の管理について、関係会社管理規程を定め、業務上重要な事項については当社の承認を要するものとし、その他必要に応じて当社へ報告し監督を受ける体制としております。またコンプライアンスに関する「行動規範」は、グループ全体で遵守するよう当社監査室が指導しております。

子会社の営業活動状況については、子会社の責任者が月に1回以上当社の会議に出席するか必要に応じてITを有効に活用することにより速やかに情報を交換し、当社グループの業務の適正を確保しております。また、財務、経営情報については当社経理部がグループ会社の月次報告、年次報告を精査し、当社取締役会に四半期ごとに報告しております。

財務報告に係る適正性を確保するために内部統制委員会を定期的開催し、必要な内部統制を構築、維持、整備しております。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役が必要とした場合、監査役職務を補助する使用人を置くことといたします。その使用人の任命、解任、評価、人事異動など人事権に係る事項については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。なお、監査役職務を補助する使用人は、専ら監査役の指示に従って監査役職務を補助するものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は業務又は業績に影響を与える重要な事項につき、監査役に都度報告しております。監査役は当社の取締役会及び重要な会議に出席するとともに、必要に応じて当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めています。

なお、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、常勤監査役に重要な事項を通報することができます。

当社及び当社グループ会社は、常勤監査役に上記の通報をした者に対して、当該通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

8. その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会計監査人及び当社監査室と適時打合せを持ち、監査の実効性を確保しております。

監査役は、その業務の執行に必要なと認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家を利用することができ、その費用は当社が負担するものとします。

また、その他監査役職務の執行について発生する費用の前払い又は償還、その他債務の処理は、監査役職務の執行と関係しないものを除き、全て当社で負担するものとします。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムについては、監査室が中心となって実施状況・運用状況の監査を実施しております。その結果について、取締役会は定期的に報告を受け、改善すべき事項やその内容について審議しております。

業務プロセスの内部統制システムについては、実施あるいは管理主体である内部統制委員会、リスク管理委員会及びその他重要な会議として執行役員会議、事業統括会議、子会社会議等を定期的で開催し、常勤監査役が出席してそれぞれの業務執行と同時に内部統制システムの運用状況を検証しております。

なお、金融商品取引法上の「財務報告に係る内部統制」については、経理部が主体となって実施し、監査室が運用の状況を監査し、会計監査人も検証と監査を実施しております。監査役会は遂行状況、運用状況及び監査の状況の報告を受け、意見交換を実施しております。

(注) 当事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,676,679	流 動 負 債	3,022,862
現金及び預金	3,156,529	買掛金	1,018,663
受取手形及び売掛金	2,647,755	短期借入金	571,000
商品及び製品	175,304	未払法人税等	48,001
前渡金	602,331	前受金	999,670
その他	97,430	その他	385,526
貸倒引当金	△2,671	固 定 負 債	303,146
固 定 資 産	823,740	退職給付に係る負債	219,408
有形固定資産	405,494	役員退職慰労引当金	45,416
建物及び構築物	82,762	その他	38,320
工具、器具及び備品	22,657	負 債 合 計	3,326,008
土地	265,058	純 資 産 の 部	
その他	35,015	株 主 資 本	4,224,939
無 形 固 定 資 産	89,147	資 本 金	3,426,916
のれん	74,910	資 本 剰 余 金	615,043
その他	14,236	利 益 剰 余 金	295,258
投 資 そ の 他 の 資 産	329,098	自 己 株 式	△112,279
投資有価証券	31,619	その他の包括利益累計額	△50,528
差入保証金	153,311	その他有価証券評価差額金	△80
保険積立金	41,010	繰延ヘッジ損益	5,567
繰延税金資産	58,343	土地再評価差額金	△11,613
その他	44,813	為替換算調整勘定	△55,930
資 産 合 計	7,500,420	退職給付に係る調整累計額	11,528
		純 資 産 合 計	4,174,411
		負 債 純 資 産 合 計	7,500,420

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,275,701
売上原価		8,082,099
売上総利益		2,193,602
販売費及び一般管理費		2,139,037
営業利益		54,564
営業外収益		
受取利息及び配当金	394	
その他	8,012	8,407
営業外費用		
その他	8,330	8,330
経常利益		54,641
特別利益		
会員権売却益	36,791	36,791
特別損失		
投資有価証券評価損	23,793	23,793
税金等調整前当期純利益		67,639
法人税、住民税及び事業税	29,140	
法人税等調整額	△3,443	25,697
当期純利益		41,942
親会社株主に帰属する当期純利益		41,942

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,354,887	流 動 負 債	2,146,391
現金及び預金	2,605,691	買掛金	999,255
受取手形	86,456	リース債	10,778
売掛金	1,987,579	未払金	28,087
商品及び製品	169,318	未払費用	129,668
仕掛品	4,726	未払法人税等	44,923
前払費用	295,339	前受金	804,646
前払費用	29,489	その他	129,030
関係会社短期貸付金	170,000	固定負債	273,590
その他の引当金	8,513	リース債	16,854
貸倒引当金	△2,227	退職給付引当金	235,559
固定資産	1,236,553	その他	21,177
有形固定資産	397,274	負債合計	2,419,981
建物	78,966	純 資 産 の 部	
構築物	3,567	株 主 資 本	4,182,461
工具、器具及び備品	22,048	資 本 金	3,426,916
リース資産	27,632	資 本 剰 余 金	615,043
土地	265,058	資 本 準 備 金	615,043
無形固定資産	14,235	利 益 剰 余 金	252,780
ソフトウェア	10,364	利 益 準 備 金	31,754
その他	3,870	その 他 利 益 剰 余 金	221,026
投資その他の資産	825,043	繰 越 利 益 剰 余 金	221,026
投資有価証券	31,619	自 己 株 式	△112,279
関係会社株式	491,992	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△11,001
関係会社長期貸付金	30,000	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△80
差入保証金	140,436	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	692
保険積立金	40,000	土 地 再 評 価 差 額 金	△11,613
繰延税金資産	53,734	純 資 産 合 計	4,171,459
その他	37,260	負 債 純 資 産 合 計	6,591,441
資 産 合 計	6,591,441		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,201,980
売 上 原 価		5,407,375
売 上 総 利 益		1,794,604
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,721,556
営 業 利 益		73,048
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,183	
そ の 他	8,852	11,036
営 業 外 費 用		
そ の 他	6,054	6,054
経 常 利 益		78,030
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	23,793	23,793
税 引 前 当 期 純 利 益		54,237
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	25,261	
法 人 税 等 調 整 額	△1,555	23,706
当 期 純 利 益		30,531

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社 理 経
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福原正三 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐久間佳之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社理経の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社理経及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社 理 経
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福原正三 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐久間佳之 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社理経の2019年4月1日から2020年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社 理 経 監査役会

常勤監査役（社外監査役）田 邊 悦 雄 ㊟

監査役 石 橋 信一郎 ㊟

社外監査役 秋 元 創一郎 ㊟

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場

ハイアット リージェンシー 東京
東京都新宿区西新宿二丁目7番2号 地下1階『白鳳』

交通のご案内

- A JR線・小田急線・京王線、新宿駅(西口)より徒歩9分
- B 地下鉄丸ノ内線西新宿駅より徒歩4分
- C 地下鉄大江戸線都庁前駅A7出口に直結
- D 小田急ハルク前35番バス停より無料シャトルバス

